

## 樹木希林さんの相続対策

先日、週刊現代（3月30日号の記事が掲載されています）から、樹木希林（平成30年9月15日死亡）さんの相続対策についての取材を受け、提供された情報を基に週刊誌には紙面の制約上解説できなかった部分や、一般の読者では難しいと思われる税制上の特例関係を詳しく解説したいと思います。

**1. 樹木希林（本名「内田啓子」）さんの家族関係**

夫 内田裕也（本名「雄也」）、長女 内田也哉子（ややこ）、長女の夫 本木雅弘（本名「内田雅弘」）

也哉子夫婦には、長男「雅楽（うた）」、長女「伽羅（きゃら）」、二男「玄兎（げんと）」の3人の子がいます。

※ 本木さんは、内田姓になっているので、希林さん夫婦と養子縁組が行われている（ネット情報）と思われます。

**2. 希林さんの主な相続財産**

東京都港区西麻布の賃貸ビル（元自宅）及び渋谷区の二世帯住宅の自宅及び分譲マンションの一室を複数所有。

有限会社希林館（昭和42年11月設立）の出資金もあると思われます。その他、現預金や上場有価証券ではないかと思われる。

所有する不動産は港区や渋谷区にあり、都心の一等地に集中して取得していることから、資産価値や賃貸の利回りは高く、値下がりリスクの小さな優良物件と思われます。

**3. 相続対策****(1) 不動産の相続登記**

希林さんが亡くなってわずか2か月後の平成30年11月には不動産の相続登記（也哉子と雅弘が相続）が行われています。遺言書が遺されていない場合、相続が開始すると共同相続人（裕也、也哉子、雅弘）間で遺産分割協議が必要となります。しかし、相続開始から不動産の移転登記までの時間から推定すると「公正証書の遺言書」が作成されていたと思われます。公正証書遺言で相続人に対して「相続させる」としてあれば、遺言書の検認や遺産分割協議を経ることなく、相続人が単独で相続登記を行うことができます。

**(2) 特定居住用宅地等の特例（小規模宅地等の特例）**

希林さんの自宅は、渋谷区南平台町にあり、その敷地は約115坪（希林さんと雅弘さん1/2共有。也哉子さんが相続）あり、同土地上に二世帯住宅（3階建て）が建っていて1階部分（約1/4・区分登記されている）のみが希林さんの所有となっています（残余の建物の部分は、本木家の会社「有限会社オフィス本木」が所有）。

この敷地について、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例（通常の評価額から80%減額）の適用を受けるためには、夫の裕也さんか、建物が区分登記されていることから同居親族が取得しなければ適用を受けることはできません。そのため、希林さんと也哉子さんは同居していることがこの特例の適用を受けるための要件となります。

**(3) 孫の伽羅さんが、希林さんが以前所有していたマンションを取得**

伽羅（平成11年9月16日生まれ）さんは、平成22年に映画デビューし、翌23年には、高崎映画祭最優秀新人女優賞を受賞しましたが、その後、ロンドン郊外の女子高で学業に努めています。渋谷区にあるマンションは、昭和47年1月に希林さんが取得し、平成14年6月にSさんへ売却しました。そして、平成27年8月に伽羅さんがSさんから取得しています。金融機関の抵当権の設定もないことから全額現金で取得したものと思われます。

一般的には印鑑登録は15歳以上でないとできません。不動産の取得には、印鑑証明書が必須であることから、伽羅さんが15歳になるのを待って取得したものと思われます。伽羅さんはマンション取得までの間に映画の出演料などの収入があったと推測されますが、希林さんなどからの贈与資金もマンションの取得原資になったと思われます。

預貯金はその預金名義に関わらず、原資と管理処分権などで真の所有者を判定することになりますが、不動産は、原則として、登記名義人をもってその所有者と判定します。そのことから、預貯金から不動産へ変えたことは、相続税の税務調査において「名義預金」として疑義を持たれることを回避することも目的の一つではないかと考えます。

**(4) 有限会社希林館の役員変更など**

破天荒な夫・裕也さんは、希林館（代表取締役・也哉子さん）の取締役でしたが、平成30年2月25日に辞任し、希林さんが亡くなる直前の同年8月21日に辞任の登記（代わって、孫の雅楽さんが同年9月25日に取締役に就任）をしています。裕也さんに希林さんが亡くなった後、会社の経営に口出ししないよう先に手を打ったのかと思われます。

また、裕也さんの自宅は、也哉子さんと雅弘さんが所有する渋谷区のマンションに居住していて、裕也さんは不動産を所有していなかったと思われます。（宵越しの金は持たない裕也さんには資産を持たせなかったのかもしれない？）

（文責：山本和義）